

Weekly Report

第575号
令和2年11月02日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
http://www.szk-accounting.jp/

年末調整における所得金額調整控除の取扱い

◆給与850万円超で子がいる場合などに適用

今年から、基礎控除額は10万円引上げて48万円となり、給与所得控除額は10万円引下げるとともに、給与収入850万円超の場合の控除額は195万円が上限となる等の見直しが行われていますが、子育て等の負担がある方に対する配慮から、所得金額調整控除が創設されています。

所得金額調整控除は、給与収入が850万円を超える方で、①本人が特別障害者である、②23歳未満の扶養親族を有する、③特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族を有する、のいずれかに該当する場合に、給与収入から850万円を控除した額の10%(上限15万円)を給与所得から控除するものです。

年末調整で所得金額調整控除の適用を受けるには、その年の最後に給与支払を受ける日の前日までに「所得金額調整控除申告書」の提出が必要です。

◆年末調整における所得金額調整控除の留意点

◎適用要件の判定時期……23歳未満の扶養親族を有するかなどの判定は、「所得金額調整控除申告

書」を提出する日の現況により判定します。

◎給与収入が850万円超か不明な場合……給与収入が850万円を超えるか明らかではなくても、年末調整において適用を受けようとする場合は、「所得金額調整控除申告書」を提出します。

◎2ヵ所以上から給与の支払を受けている場合……給与収入は年末調整の対象となる主たる給与等により判定し、従たる給与等は含めません。

◎共働きの世帯における適用……夫婦ともに給与収入が850万円超であり、23歳未満の扶養親族を有する等の場合は、夫婦両者が適用を受けられます。

令和2年分の路線価等の補正について

国税庁は、相続等で取得した土地等の評価額の基準となる路線価等を、その年の1月1日を評価時点として毎年7月に公開しています。

今年7月に公開された令和2年分には新型コロナウイルスの影響が反映されていないことから、国交省が公表する都道府県地価調査(7月1日時点の地価)の状況などにより広い範囲で大幅な地価下落が確認された場合は、路線価等を補正することが検討されていましたが、1月～6月は大幅な下落が確認されなかったため、1月～6月までの相続等については、路線価等の補正は行われません。

なお、7月以降の相続等に適用する路線価等の対応は、今後の動向を踏まえ後日公表されます。

★★★11月のチェックポイント★★★

※年末調整の準備。各種控除等の申告書を配布し、控除を受けるために必要な証明書などを受理・内容を確認します。年途中で再就職した方は、前職分の「源泉徴収票」を取り寄せるよう依頼。

※年末から新年にかけての資金計画を確認して、必要資金確保のため得意先管理を徹底し、売掛金回収に努めます。厳しいようならコロナ関連の公的融資を含め早めに金融機関に相談します。

※繁忙による業務の片寄せで過重労働が原因の事故が起きないように、配置など労務管理を徹底。